

一次試験の試験審査の範囲及び審査基準

試験	試験の範囲	審査基準
一次試験 (学科)	1. インテリアコーディネーターの誕生とその背景に関すること	インテリアコーディネーター誕生の背景となった住まいへの意識変化や住宅・インテリア産業の発展の経過、その後のインテリア産業の進展とインテリアコーディネーターの職域の拡大等に関する基礎知識を有していること。
	2. インテリアコーディネーターの仕事に関すること	インテリアコーディネーターとしての役割、職能、必要な実務内容・手順および職域等に関する基礎知識を有していること。
	3. インテリアの歴史に関すること	古代から現代に至る日本及び西洋のインテリアの歴史に関する基礎知識を有していること。
	4. インテリアコーディネーションの計画に関すること	インテリアコーディネーションのための基本的な検討事項（生活像、規模計画、寸法計画、人間工学、造形原理、色彩計画、安全計画、性能計画、維持管理）、生活場面の構成手法、リフォームの計画等に関する基礎知識を有していること。
	5. インテリアエレメント・関連エレメントに関すること	インテリアエレメント（住宅家具、造作部品、システム・ユニット製品、ウインドトリートメント、カーペット、インテリアオーナメント等）、各種品質表示、エクステリアエレメント等に関する基礎知識を有していること。
	6. インテリアの構造・構法と仕上げに関すること	建築の構造・構法、インテリア(床・壁・天井)の構法、造作と造作材、機能材料と構法、建具、仕上げ材と仕上げ等に関する基礎知識を有していること。
	7. 環境と設備に関すること	室内環境(熱、湿気、換気・通風、音、光)、住宅設備（給排水、換気・空調、自然エネルギー、電気、照明、水回り設備機器）に関する基礎知識を有していること。
	8. インテリアコーディネーションの表現に関すること	建築設計図書、二次元・三次元表現技法、CAD表現・レンダリング、プレゼンテーションに関する基礎知識を有していること。
	9. インテリア関連の法規、規格、制度に関すること	インテリアに関連する建築・住宅、省エネ・環境・リサイクル、高齢者・障害者配慮、品質・安全性等分野の法規制・規格・制度・表示に関する基礎知識を有していること。

二次試験の試験審査の範囲及び審査基準

試験	試験の範囲	審査基準
二次試験	インテリア計画の提案に関すること	<p><b>【プレゼンテーション】</b>                      インテリアの基礎知識をもとに、住まいなどのインテリアに関する与えられた課題について、与条件を理解した上でインテリア計画を行い、図面作成や着彩により必要な情報を分かりやすく表現し、伝達できる能力を有していること。</p> <p><b>【論文】</b>                      住まいなどのインテリアに関する与えられた課題について、インテリアコーディネーターとして、これを理解し、判断した上で、的確な解答を文章で明瞭に表現できる能力を有していること。</p>